

写

医政医発0315第1号  
令和3年3月15日

各 都道府県  
保健所を設置する市  
特別区 衛生担当部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
(公印省略)

### 医業類似行為業等に関する指導について

医業類似行為に対する取扱いについては、「医業類似行為に対する取扱いについて」(平成3年6月28日医事第58号本職通知)において、御了知いただくとともに、「医業類似行為業に関する指導について」(平成26年医政医発0207第1号)や「医業類似行為業に関する指導について」(平成28年医政医発0209第2号)、「医業類似行為に関する指導について」(平成29年医政医発0711第1号)において、医業類似行為に関する指導の徹底をお願いしているところですが、当課に対し、健康被害が生じた相談が相当数ある旨報告されており、公衆衛生上看過できない状況であります。

また、総務省行政評価局が行った調査「消費者事故対策に関する行政評価・監視—医業類似行為等による事故の対策を中心として—」の結果報告書においては、医業類似行為による健康被害及びエステサロン等における無資格者による医療行為について、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し、関係法令に基づく指導の権限を示した上で、事業者等に対する必要な指導の徹底を行うよう厚生労働省に要請されているところです。

これらの行為による国民への危害発生を防止するべく、下記のとおり、再度周知徹底することとしたので、その趣旨及び内容について十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い申し上げます。

記

第1 医業類似行為に対する取扱いについて

